

○紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則

平成28年3月25日規則第13号

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀北町条例第26号）別表第1の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）第4条の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理若しくはその受給資格の審査に関する事務又は受給資格の更新の申請の受理若しくはその受給資格の審査に関する事務
- (2) 紀北町福祉医療費の助成に関する条例第10条の福祉医療費の受給資格の変更の届出の受理又は審査に関する事務

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。